

第二十七項の規
替えて適用され

租税特別措置法

とあるのは

租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項
(外国法人の内部取引に係る課税の特例)にお
いて準用する同法

別措置法

定により読み る国税通則法	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項において準用する第二十七項の規定により読み替えて適用される国税通則法
	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第八十九条第二項（国外関連者との取引に係る課税の特例等に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項

と、
「同法第六十六条の四の三第十四

(外国法人の内部取引に係る課税の特例) において準用する同法

項」とあるのは「令和二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項」とする。

(内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置)

第九十条 新租税特別措置法第六十六条の七第四項の規定は、同項に規定する外国関係会社の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用する。

2 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七第十項及び第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の五の二第六項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五第七項」とする。

(中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置)

第九十一条 新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において

生じた欠損金額（同条本文に規定する欠損金額をいう。次項及び第三項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項本文に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

2 租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する青色申告書を提出する法人（新租税特別措置法第六十六条の十二各号に掲げる法人を除く。）で旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する認定事業再編事業者であるもの（施行日前に同項に規定する特定事業再編計画について農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十八条第一項の認定を受けたものに限る。）の施行日以後に終了する事業年度（新租税特別措置法第四十六条の二並びに同条の規定に係る新租税特別措置法第五十二条の二第二項及び第四項並びに第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において生じた欠損金額（法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項の規定又は同法第一百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする新租税特別措置法第六十六条の十二ただし書に規定する災害損失欠損金額を除く。）のうち、旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する政令で定める金額に達するま

での金額（次項及び第四項において「特定設備廃棄等欠損金額」という。）については、新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、適用しない。

3 特定設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十条第一項又は第四百四十四条の十三第一項若しくは第二項の規定を適用する場合には、当該特定設備廃棄等欠損金額が生じたこれらの規定に規定する欠損事業年度の欠損金額のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額は、ないものとする。

4 前項に定めるもののほか、特定設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十条及び第四百四十四条の十三の規定の適用その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）

第九十二条 新租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定は、施行日以後に同条第二十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する旧租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、内国法人の施行日前に開始した事業年度（施

行日以後に新租税特別措置法第六十七條の十八第十三項において準用する新租税特別措置法第六十六條の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十七條の

租税特別措置法第 四第二十七項（	及び租税特別措置 条の四第二十七項	及び同法	「前条及び租税特	租税特別措置法（
---------------------	----------------------	------	----------	----------

十八第十三項の規定の適用については、同項の表第六十六條の四第二十七項の項中

年法律第二十六号	並びに租税特別措	租税特別措置法
----------	----------	---------

七年	及び第四項並びに	租税特別措置法第六十六条	四第二十七項（
----	----------	--------------	---------

六十六条の	租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十七項（	法第六十六	及び租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項の	の	及び同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	別措置法	「前条及び租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法	昭和三十二	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十八第十三項において準用す
					とあるのは				
					同法第六十六条の四第二十項」と				
					租税特別措置法第六十六条四第二十七項の				

	る同法
置法	並びに租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法
	、租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法

	租税特別措置法第六十六条 四第二十七項
	租税特別措置法（昭和三十 年法律第二十六号）

六年	から第五項まで及び	の 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この条において「令和二年改正法」という。）附則第九十二条（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十七項（	の 令和二年改正法附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六
-----------	------------------	---	--

条の四第二十七項の	七 令和二年改正法附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」と、同条第五項中「又は前二項」とあるのは「若しくは前二項又は令和二年改正法附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」と	の 令和二年改正法附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法第六十六
------------------	---	---

と、同表第六十六条の四第三十項の項中

租税特

条の四第二十七項」	二 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号。以下この項及び第三項において「令和二年改正法」という。）附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十八第十三項において準用する同法
------------------	--

別措置法	租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国
-------------	------------------------------

租税特別措置法	第二十七項の規定 替えて適用され
----------------	-----------------------------

外所得金額の計算の特例）において準用する同
法

とあるのは

定により読み
る国税通則法

所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法
律第 号）附則第九十二条の規定により読
み替えて適用される租税特別措置法第六十七条
の十八第十三項において準用する第二十七項の
規定により読み替えて適用される国税通則法
所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法

と、「同法第六十七条の十八第十三

律第 号。以下この項において「令和二年改正法」という。）附則第九十二条（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法

項」とあるのは「令和二年改正法附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十七条の十八第十三項」とする。

（連結法人が試験研究を行った場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十三条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条の九第八項の規定の適用については、同項第二号イ中「第六十八条の十五の六並びに第六十八条の十五の六の二第二項」とあるのは、「並びに第六十八条の十五の六」とする。

（連結法人が高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十四条 新租税特別措置法第六十八条の十の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は製作若しくは建設をする同条第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定する高度省エネルギー増進設備等については、なお従前の例による。

（連結法人が国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十五条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十四第三項に規定する開発研究用資産に係る同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（連結法人の地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過

措置)

第九十六条 新租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定は、連結法人（旧租税特別措置法第二条第二項第十号の六に規定する連結法人をいう。以下附則第一百七十七条までにおいて同じ。）の施行日以後に終了する連結事業年度（特例対象連結事業年度を除く。）分の法人税について適用し、連結法人の施行日前に終了した連結事業年度（特例対象連結事業年度を含む。）分の法人税については、なお従前の例による。

2 前項に規定する特例対象連結事業年度とは、連結法人（その連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のいずれかが施行日前に地域再生法第十七条の二第三項の認定を受けたものに限る。）の施行日以後に終了する連結事業年度（その連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人のいずれかが施行日以後に同条第三項の認定又は同条第四項の規定による変更の認定を受ける場合におけるこれらの認定を受ける日以後に終了する連結事業年度を除く。）をいう。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第三条第一項に規定する中小事業主であるものに対する施行日から令和三年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第六十八条の十五の二第五項第七号口の規定の

適用については、同号口中「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条第一項」とあるのは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律附則第十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第二条」とする。

（連結法人が認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十七条 新租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同項に規定する特定寄附金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項に規定する特定寄附金については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の十五の三第一項（同項に規定する特定寄附金に係る部分を除く。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する

連結事業年度分の法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（連結法人が革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第九十八条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作をした旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、施行日前に生産性向上特別措置法第二十二條第一項の認定を受けたものが当該認定に係る同法第二十三條第二項に規定する認定革新的データ産業活用計画に従って実施される旧租税特別措置法第六十八条の十五の七第一項に規定する革新的データ産業活用の用に供するために施行日から令和三年三月三十一日までの間に取得又は製作をする同項に規定する革新的情報産業活用設備については、なお従前の例による。

（連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第九十九条 施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十八条

の十五の八の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項	十七 第六十八条の十五の六の二第二項の規定 同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額の合計額 十八 前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定 当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額	十七 前各号に掲げるもののほか、法人税の額の計算に関する特例を定めている規定として政令で定める規定 当該各号に定める金額に類するものとして政令で定める金額
第六項	第九号又は第十七号	又は第九号
第八項	第六十八条の十四の三第六項及び第六十	及び第六十八条の十四の三第六項

八条の十五の六の二第六項

(連結法人の減価償却に関する経過措置)

第百条 新租税特別措置法第六十八条の十六第一項(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同項に規定する特定設備等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の十六第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧租税特別措置法第六十八条の十七第一項に規定する五年を経過する日以前に取得又は建設をした同項に規定する耐震基準適合建物等については、なお従前の例による。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八条の二十六第一項に規定する情報流通円滑化設備については、なお従前の例による。